

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

将来世代の人権保障とシルバー民主主義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2020-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田桐, 確 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/7928

将来世代の人権保障とシルバー民主主義

外国語学部准教授 小田桐 確

怒れる世界の若者たち

2010年代後半の世界で耳目を集めた国際政治経済問題の一つが、英国の欧州連合（EU）離脱（ブレグジット）をめぐる動向である。2016年6月23日に実施された国民投票では、英国民の51.9%が離脱に賛成票を投じ、僅差で離脱が支持された。その際浮き彫りになったのが、世代ごとの投票行動の差であった。各種世論調査では、30代以下の若年層の大半が残留を支持する一方で、年齢が高くなるほど離脱を支持する傾向が見られた。英国の調査機関ロード・アシュクロフトの分析によると、18歳から24歳の72%、25歳から34歳の62%、35歳から44歳の52%がEU残留に票を投じたが、45歳から54歳の56%、65歳以上の60%が離脱を支持した。若年層が中高年層に押し切られる形になったといえる¹。

このような世代間の政治意識の断裂が表れた投票結果に対し、若年層はどのような反応を示したか。英国の高級紙ガーディアンに掲載された記事は、離脱決定に怒る若い読者の声を紹介している。たとえば、投票権を持たない17歳のある読者は、「私の意見を聞くことなく離脱が決められた。親世代が受けた利益を受けられない」と嘆いた²。あるいは、若者の利用頻度が高いソー

¹ 「英国民投票、若年層は大半が『残留』世代間で意識に違い」『日本経済新聞』2016年6月25日、https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM25H59_V20C16A6FF8000/
田中素香「Brexit プロセスに見る英国民分断について——複数争点の視角から——」『証券経済研究』第106号、2019年6月、

http://www.jsri.or.jp/publish/research/106/106_03.html

なお、本稿で引用するウェブサイトは、いずれも2020年1月15日にアクセス確認した。

² Elena Cresci and Guardian Readers, “Meet the 75%: The Young People Who Voted to Remain in the EU,” *The Guardian*, June 24, 2016,

<https://www.theguardian.com/politics/2016/jun/24/meet-the-75-young-people-who-voted-to-remain-in-eu>

引用箇所のと訳は、「英国民投票」前掲を参照。

シャルメディアの一つであるツイッター上では、「私たちの世代から未来を取り上げてしまった」「年寄りたちは自分たちに何ということをしてくれたんだ」といったつぶやきが見られた³。他方、ロンドンの首相官邸前では、若者たちが「国境は要らない」と書かれたプラカードを持ち、抗議デモを行った⁴。

それから約3年後の2019年9月23日、国連気候行動サミットが開催された米国ニューヨークには、各国首脳を前に怒りの演説を行う16歳の高校生がいた。スウェーデン人の環境活動家グレタ・トゥンベリ (Greta Ernman Thunberg) さんである。彼女は、世界の首脳が温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組まず、若い世代を裏切ったと非難し、「よくもそんなことを」という表現を4度繰り返した⁵。「若者はあなたたちの裏切りに気づき始めている。もし私たちを見捨てる道を選ぶなら、絶対に許さない」⁶。感情を露にしたトゥンベリさんの演説は、首脳会議の基調を定めるものになったという。

地球温暖化対策の遅れにより自分たちの未来が奪われると主張し、「大人たち」の怠慢に抗議するトゥンベリさんの言動は、多くの若者たちの共感を呼んでいる。国連気候行動サミット開催の3日前、9月20日には、欧米、アジア、アフリカなど世界各地161ヵ国で、児童・生徒による「世界気候ストライキ」が行われた。主催者の発表によると、中高生らを中心に、世界全体で400万人超が参加した⁷。

³ ブレイディみかこ「英EU離脱に憤る若者たち:でも実は若年層は投票しなかった世代」『Newsweek ニューズウィーク日本版』2016年6月27日、

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/06/eu-28.php>

⁴ 「英国民投票」前掲。

⁵ 「トランプ大統領、トゥンベリさんをやゆ 批判招く」『AFP BB News』2019年9月24日、

<https://www.afpbb.com/articles/-/3246068>

⁶ 「(社説) 気候サミット 若者の怒り受け止めよ」『朝日新聞』2019年9月25日、

<https://www.asahi.com/articles/DA3S14192007.html>

⁷ 「世界400万人が『気候スト』=行動と対策求め、中高生ら主導——日本では5000人」『時事ドットコムニュース』2019年9月23日、

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019092100279&g=int>

Aylin Woodward 「タイム誌『今年の人』グレタさんの軌跡…金曜日の座り込みから

気候正義

激情型の演説、学校ストライキ、ヨットでの大洋横断といったトゥンベリさんの活動スタイルは、大人たちの中で賛否両論を呼んでいる。一方で、国連のアントニオ・グテーレス（António Manuel de Oliveira Guterres）事務総長は、「気候変動は私たちの変化より速く進んでいる」と対策の遅れを認め、トゥンベリさんら若者に対し、「あなたたちの主導で勢いに変化を感じる」「私たちが人類の未来を裏切ることのないよう、あなたたちの世代が私たちの責任を問うべきだ」と期待を表明した⁸。他方で、米国のドナルド・トランプ（Donald John Trump）大統領は、国連気候行動サミットの数時間後、ツイッターに「彼女はとても幸せな少女に見える、明るく素晴らしい未来を心待ちにしているようだ。見ていて何とも気持ちがいい！」と投稿し、トゥンベリさんの演説を揶揄した⁹。また、日本の小泉進次郎環境相は12月20日の記者会見でトゥンベリさんの活動に触れ、日本の若者は「大人を糾弾するのではなく、全世代を巻き込むようなアプローチを取るべきだ」と異論を述べた¹⁰。

ここで小泉氏が言う「全世代」とは、誰を指すのだろうか。1980年代に召集された環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）は、1987年の報告書『地球の未来を守るために（*Our Common Future*）』のなかで、「持続可能な開発」という概念を提起した。これは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことである¹¹。環

気候行動の『顔』になるまで』『Business Insider』2019年12月22日、
<https://www.businessinsider.jp/post-204096>

⁸ 『『再エネ転換 徹底変革を』国連本部で『若者気候サミット』』『東京新聞』2019年9月23日、
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201909/CK2019092302000137.html>

⁹ 「トランプ大統領」前掲。

¹⁰ 「小泉氏『大人を糾弾するより』グレッタさんの活動に異論」『朝日新聞』2019年12月20日、<https://www.asahi.com/articles/ASMDN5THCMDNULBJ00Q.html>

¹¹ 環境と開発に関する世界委員会『地球の未来を守るために』大来佐武郎監修、福武書店、1987年。これに先立つ1972年にスウェーデンの首都ストックホルムで開

境と開発の両立を目指すとともに、世代間で生じる恐れのある利害対立の緩和を視野に収めた点で意義を持つ。つまり、「現在の世代の欲求」の充足が、回復不能ほどの生態系の破壊や天然資源の枯渇を伴うのであれば、さまざまな資源を将来世代が有効活用する機会を奪うことになる。そこで、現世代による環境資源の利用を節度あるレベルにとどめようというのである。

以後、持続可能な開発は、国際社会が地球環境問題に取り組む際の最も重要な原則の一つとなっている。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）の中心テーマは、持続可能な開発をいかに実現するかであり、環境保護と経済開発の両立を掲げる原則として正式に採用された。21世紀に入ると、自然環境の保全にとどまらず、より幅広く人類社会の持続性という観点から捉えられるようになり、2016年1月から2030年12月に向けて実行中の「国連持続可能な開発目標（SDGs）」にも掲げられている。こうした観点に立つ限り、小泉氏が言う「全世代」が、現に生きている人々のみならず、やがて地球上に生まれ、ここで生きるであろう将来世代をも含むべきことは明白である。

将来世代の権利

気候変動に伴う生態系の変化は、将来世代の基本的な利益に負の影響をもたらしつつある。というのも、地球温暖化対策の不備は、将来世代が基本的な権利を行使し利益を実現するうえで不可欠な物質的基盤（集合財）を享受する可能性を減じてしまいかねないからである¹²。そうしたなか、気候変動に効果的に対処できないことを将来世代に対する犯罪として捉え、地球温暖化による被害を将来世代の人権侵害として規定する見方がある¹³。生存権に

催された国連人間環境会議では、「人間環境宣言」が採択され、「現在および将来の世代のために人間環境を擁護し向上させること」が人類の目標の一つとして明記された。

¹² Marcus Düwell and Gerhard Bos, “Human Rights and Future People——Possibilities of Argumentation,” *Journal of Human Rights*, Vol. 15, No. 2, 2016, pp. 231-250, <https://doi.org/10.1080/14754835.2015.1118341>

¹³ アンドレアス・ニデッカー、エミリー・ガイラード、アラン・ウェア「核・

関わる一般的な権利であり、将来の人々が基本的な利益を実現する可能性を減じるべきではないというのである¹⁴。

では、将来世代の権利とは何か。実在しない人が権利を有するとは、いかなる意味か。伝統的な法解釈では、現行法は将来世代の権利を保護することができないと考えられてきた¹⁵。確かに、この世にいったん生まれ出た限り、言論の自由を含む基本的人権が付与される。だが、「未来世代の権利はそもそも存在していないのだから…権利主体にはなりえない」という¹⁶。各国の憲法や、国際人権規約といった国際法・国際規範によって保障されているのは、いま生きている人々の生存権や社会権である¹⁷。まだ生まれていない、つまり、「人」として実在していない存在の権利を定めて基本的人権として保障することは、原理的に難しい。現行の法制度には、人権保障面で「現在バイアス」が存在する¹⁸。

それに対し、ジャック＝イヴ・クストー（Jacques-Yves Cousteau）が提起した新たな人権・権利概念が「将来世代の権利」である。クストーによれば、現在世代は将来世代の人権を保障する責任を負っているとされる¹⁹。そして、

原子力の脅威と気候変動——我々には将来世代を守る義務がある——」森川泰宏訳、『反核法律家』第95号、2018年5月、<http://www.hankaku-j.org/data/07/191007>
日本弁護士連合会「地球温暖化の危険から将来世代を守る宣言」2009年11月6日、https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2009/2009_3.html

¹⁴ Düwell et al. op. cit.

¹⁵ 吉良貴之「世代間正義と将来世代の権利論」愛敬浩二編『人権の主体』法律文化社、2010年、53-72頁；宮盛邦友「子どもの権利と未来世代の権利——現代の教育学・教育法学の理論(1)：教育における基本的人権論——」『研究年報』（学習院大学文学部）、第64号、2017年3月、141-165頁、https://glim-re.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=4477&item_no=1&page_id=13&block_id=21
ニデッカーほか、前掲。

¹⁶ 太田明「地球時代の教育課題」下地秀樹、水崎富美、太田明、堀尾輝久編『地球時代の教育原理』三恵社、2016年。

¹⁷ 名誉の回復といった形で、過去に生きた人たちの権利が保障されることがある。

¹⁸ Düwell et al. op. cit.

¹⁹ 服部英二編『未来世代の権利——地球倫理の先覚者、J-Y・クストー』藤原書店、

クストーの概念は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「現在の世代の未来世代への責任に関する宣言」（1997年11月12日）へと結実した²⁰。同宣言は、「将来世代の必要と利益は過去の重荷によって侵されてはならない」（前文）としたうえで、「現在世代は、現在世代と将来世代の必要と利益が十全に保護されることを保障する責任を負う」（第1条）とし、「道義的責任」（前文）を規定している。

日本の法体系においても、将来世代の権利に対する現在世代の配慮義務が暗示されている。日本国憲法は、「われらとわれらの子孫のために…この憲法を確定する」（前文）のであるし、第11条では、「この憲法が国民に保障する基本的人権は…現在及び将来の国民に与えられる」とされている。若い現在世代はむしろのこ、将来世代の基本的人権の尊重が示唆されていることを表している。また、第25条第1項に関しては、政府や国会に対して、少なくとも将来世代の生存権を保障する施策を展開する政治的義務を課しているとの解釈が成り立つ²¹。さらに、環境基本法の第3条は、「環境の保全は…現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する…ように適切に行われなければならない」と規定している。

では、こうした将来世代の権利は、いかに保障されるか。今日の世界において、人々が政治的な意思決定を行う基本単位は主権国家であり、第一義的

2015年：宮盛、前掲。吉良は、将来世代の権利を「将来世代は良好な地球環境の享受など様々な権利を持っており、現在世代はそれに対応する義務を負っている」と定義する。吉良、前掲。

²⁰ UNESCO, “Declaration on the Responsibilities of the Present Generations towards Future Generations,” November 12, 1997.

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13178&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

太田明「『未来世代の権利憲章』から『未来世代への責任宣言』へ——ユネスコ文書に見られる成立経緯」『論叢：玉川大学文学部紀要』第51号、2010年、103-122頁；宮盛、前掲。

²¹ 憲法で将来世代の権利を謳っているのは、ノルウェー、ボリビア、日本の3カ国のみである。そのなかで、日本が最も古いとされる。鳥澤諭「将来世代をめぐる格差は違憲状態？ 高齢者の高コスト構造の変革を アメリカ、オーストラリアの世代間格差も」『WEDGE Infinity』2012年10月25日、<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/2309>

には、国家が現在そして将来の国民の基本的権利を保障する義務を負う²²。ユネスコの宣言も、「国家は十全の責任を負うべきである」（第12条）と明記している。この国家を動かしているのは現在世代であり、将来世代に対する現在世代の責務は、国家の中で営まれる政治過程において実現されることになる。人権の保障やそのための法制度は、政治過程に埋め込まれているのである²³。そうしたなか、今日の世界で適切な（正当性が高い）意思決定の方式と見なされているのが、民主主義に基づくものである。ユネスコの宣言も、前文で、「人権と民主主義の理念の十全な尊重が、将来世代の必要と利益の保護のための不可欠な基盤をなす」と強調する。

民主主義と将来世代の利益

では、民主主義は世代間の正義を実現できるか。将来世代の利益はいかにして表出・代表され、彼らの権利はいかにして保障されるか。実は、今日の自由民主主義社会の仕組みは、この点にうまく対処することが難しい。古代ギリシャの都市国家・アテネの広場（アゴラ）に集った市民による直接民主制にせよ、普通選挙を通じた代議制民主主義にせよ、意思決定に直接もしくは間接に権力を行使できる有権者は、実在する人々（国民）に限られるのであり、将来世代が一票を投じることはできない。すなわち、現在世代の利益は投票を通じて選ばれた政治家を通じて政策に反映される一方で、将来世代の利益を代表する政治家は明示的には存在せず、将来世代の利益の政治への反映は自明ではない。

また、仮に、小泉氏が言う「全世代」の定義を狭めて、現存する人々に限る（将来世代を除外する）にせよ、難題は残る。近代民主主義において、有権者の資格を与えられるのは、「全世代」ではない。選挙権を持つのは一定以上の年齢の「大人」に限られる。未成年者（子ども）は、選挙を通じた民主主義の手続きにおいてフォーマルな形では発言権を持たず、政治的権力を行使できないのである。その意味で、年齢による差別が規定されるのが民主

²² Düwell et al., op. cit.

²³ Ibid.

主義社会の意思決定における通例である。未成年者たちは、現在そして将来大きな影響を受ける議題について、自らの利益を選挙結果に反映させることができない。気候変動に伴う生態系の変化は、その典型である²⁴。

だが、世代ごとに一定の利害共有が見い出せるとすれば、20代から30代の若者たちの言動を通じて、未成年者や将来世代の利益を「ある程度は」表出し代表できるだろう。日本では、2016年、選挙権年齢が20歳から18歳へと引き下げられた。少子高齢化による年齢構成の変化の下では、高齢有権者数が増える一方で、若年層の数が減少していく。選挙権年齢の引き下げは、こうした歪みを是正するための措置である。本稿の観点で言えば、「全世代」の利益表出にわずかながらも近づくと意味で一歩前進である²⁵。

シルバー民主主義

とはいえ、世代間の利害対立と調整の問題は、制度設計論のみで解消できるものではない。構築された制度をいかに運用し利用するかが肝心である。いくら選挙権が与えられても、その権利を行使しなければ、何も変わらないのである。投票に行かなければ、政治的影響力の低下を招く。

少子高齢化社会では、構造的に「シルバー民主主義」に陥りやすい。すなわち、有権者に占める高齢者の割合が高まるにつれ、高齢者層の政治への影響力が増大する傾向が現出する²⁶。加えて、高齢者層は、投票率が高い。対して、若年有権者の投票率は相対的に低い。たとえば、2017年10月に行われた衆議院議員総選挙の年代別投票率は、10代40.49%、20代33.85%、30代

²⁴ 未成年者は、選挙権、被選挙権の行使以外の手段によって、政策決定過程に一定の影響力を及ぼすことができる。たとえば、デモや社会運動、利益集団や非政府組織（NGO）を通じた活動などが選択肢となりうる。トゥンベリさんの行動は、まさにこの例である。

²⁵ 将来世代の利益の反映を現時点での意思決定の自由度に対する制約として受け止める中高年層からの反発が予期される。Düwell et al., op. cit.

²⁶ たとえば、八代尚宏『シルバー民主主義——高齢者優遇をどう克服するか』中央公論新社、2016年；島澤論『シルバー民主主義の政治経済学——世代間対立克服への戦略』日本経済新聞出版社、2017年。

44.75%に対し、60代72.04%、70代以上60.94%となっている（全年代を通じた投票率は48.80%）²⁷。この状況に、政治家はどのように反応するだろうか。投票所に足を運ぶ可能性が比較的高い人（高齢者）の利益を重視することになる。つまり、社会保障や税に関する既得権益に配慮した政策が優先されることになる。こうして、高齢者層が人口構成比以上に政治的影響力を持ち、世代間格差が広がる可能性が生じる²⁸。

これは単に20代、30代の有権者の現在および将来の利益が損なわれるというにとどまらない。先述した通り、若年の有権者は彼らに続く世代、すなわち、現在の子どもたちや将来生まれてくる子どもたちとの利害共有の度合いが比較的大きいがゆえに、将来世代の利益表出の役目をも担っている面がある。そのようななか、若者たちの多くが投票行動を忌避するとすれば、将来世代の利益がより一層損なわれることになりかねない。事態は深刻である。

沈黙する日本の若者たち

候補者が提案する政策を吟味し、投票所に足を運ぶことは、一定の労力と時間を費やし、機会費用を支払うことを意味する。ゲームに勤しむ代わりに選挙公報に目を通し、家族や友人との行楽に行く代わりに日曜日のひと時を投票行動に費やさねばならないのである²⁹。こうしたコストを負担する意思

²⁷ 総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/

²⁸ 退職者は時間的な余裕があり、ロビー活動で有利な立場にあるとされる。

Casey B. Mulligan and Xavier Sala-i-Martin, “Gerontocracy, Retirement, and Social Security,” NBER Working Paper, No. 7117, May, 1999,

<https://www.nber.org/papers/w7117>

²⁹ 社会運動など選挙以外の形での政治参加を行うとなれば、機会費用は一層大きくなる。先述した気候変動問題での学校ストライキへの日本人参加者数は5千人にとどまった。ドイツ（140万人）、オーストラリア（30万人）など他の先進国の参加者数と比べると桁違いに少ない。「世界の子どもたちが学校スト、気候変動対策求め トウンベリさんも参加」『AFPBB News』2019年9月21日、

<https://www.afpbb.com/articles/-/3245606>

「世界400万人」前掲。

を持つには、政治を自らの生活や利益に関わる行為として捉え、日常的に関心を持ち、思いを巡らせていなければならないだろう。その意味で、日本で広まるシルバー民主主義の背景にあるのは、社会構造の変化や政治制度上の不備に加えて、政治的無関心の増大である³⁰。

デヴィッド・イーストン (David Easton) の定義に従えば、政治とは「諸価値の権威的配分」である³¹。典型的には、国家予算の使途を決めることである。政府が何を行うにせよ、お金が必要である。むろん、財政の出所は、国民が納めた税金である。つまり、政治とは、端的にいえば、税金の使い方を決めることにほかならない。自分自身のお金の使い方を決めることなのである。政治に無関心であることは、自分のお金の使われ方に無関心であることに等しい。にもかかわらず、多くの国民が、とりわけ若者たちが、政治に無頓着でいられるのは、なぜだろうか。こうしたシルバー民主主義の傾向が、定着した民主主義国 (consolidated democracies) のなかでも、とりわけ日本において顕著に表れているのは、なぜか³²。

これらの問いに答えることは、小論の範囲を超える。一つ言えることは、日本の多くの若者たちが政治に関心を寄せていないという現実であり、その結果として、自らの、そして、自分たちの子や孫の世代の権利や利益を損なっ

³⁰ 2019年7月の参議院議員通常選挙で「投票していない」と回答した人のうち、理由として「関心がない」ことを挙げた人の割合を年代別に見ると、18歳から29歳は48%と突出して高い。他の年代は概ね30%前後である。「『政治変わらぬ』最多43%参院選、低投票率の理由 朝日新聞社世論調査」『朝日新聞』2019年7月24日、<https://www.asahi.com/articles/DA3S14110401.html>

³¹ デヴィット・イーストン『政治体系——政治学の状態への探究』山川雄巳訳、ぺりかん社、1976年。

³² EU離脱をめぐる英国の国民投票においても、若年層の投票率の低さが明らかにされており、残留派敗北の理由の一つとして指摘されている。全投票率72.2%に対し、18歳から24歳の投票率は64%にとどまった。「【英国国民投票】離脱派が勝った8つの理由」『BBC News Japan』2016年6月25日、<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-36628343>
林信吾「前国民投票、世代間で認識に差 プレグジットという迷宮 その3」『Japan In-depth』2019年10月31日、<https://japan-indepth.jp/?p=48677>
ブレイディ、前掲；田中、前掲。

ているという事実である。筆者が関西外国語大学で担当する国際関係論の授業においても、こうした若者の傾向を実感する。たとえば、独裁政権に対して立ち上がり民主化を求める人々、あるいは、グローバル化の負の側面を訴えて街頭に出る人々の映像を見せた時、多くの学生たちが共感する対象は民主主義や社会的公正を求める人々ではなく、それを抑圧する治安当局の側である。デモ行進する人たちを見て、「怖い」とコメントする学生が非常に多い。暴力をふるい治安を乱す存在（犯罪者）と捉えているのか、あるいは、必死の形相で政治を考えている（若者言葉でいう「意識高い系」の）同年代の姿に自分たちとは異なる違和感を覚えるのか。いずれにせよ、現状の「安定」が続くことを願い、かつ、それが自分以外の「誰か」によって実現されることを期待する傾向を感じずにはいられない。

世代間正義に向けて

だが、本当に、政治的無関心を続けることによって、現在手にしている権利や利益を維持することができるのだろうか。たとえば、バブル経済崩壊以降の景気対策、高齢化に伴う社会保障費の増大といった理由により、1990年代以降、財政赤字の増大に歯止めがかからない。国民一人当たりの国の借金は、約900万円に達する³³。何らかの大胆な政策転換がなされない限り、国債の発行が続き、一人当たりの借金額が増え続けることは容易に想像できる。一体、いつ、だれがこの借金を返済するのだろうか。その役回りを担うのは、すでに恩恵を享受した先人でも、現存する高齢者でもないし、おそらくは筆者のような中年でもない。自らの意思で借金をした覚えのない（いまの）若者たちであり、未だ誕生していない将来世代である³⁴。

³³ 「6月末の国の借金1105兆円＝1人当たり891万円」『時事ドットコムニュース』2019年8月9日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019080900930&g=eco>

³⁴ 世代間の受益負担構造の歪みについて、ローレンス・コトリコフ（Laurence J. Kotlikoff）は、「財政的児童虐待」と表現する。ローレンス・コトリコフ、スコット・バーンズ『破産する未来——少子高齢化と米国経済』中川治子訳、日本経済新聞社、2005年。コトリコフによれば、先進国で「虐待」が最も深刻なのが日本である。Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz, “An International Comparison of

将来のリスクを予見しながらも、時に自然環境を破壊し、時に赤字を拡大させながら、現状の「安定」を優先することは、将来の時点で生存していない現在世代にとっては合理的な行動であるかもしれない。翻って、まさに将来の時点で社会の中核を担い、あとに続く世代に対する責任を負うことになる世代（いまの若者たち）にとって、自らの権利と利益を擁護する合理的な行動とは何か。解は人それぞれであり、一つに定まるものではない。しかし、誰か（中年や老年）に全面委任し、現状を維持し続けることで実現されるものでないことは明白であろう。自分、家族、友人を越えた外側に広がる社会や世界、つまり、私的領域を超えた公共圏に対する関心をいかに高めていくか。将来世代の人権保障を考えるうえでも、有権者教育・納税者教育としての高等教育が求められている。

Generational Accounts,” NBER Working Paper, No. 6447, March, 1998,
<https://www.nber.org/papers/w6447>

国枝繁樹は、「世代間の搾取」と呼ぶ。国枝繁樹「税制改革の政治経済学」Rieti Discussion Paper Series, 04-J-013, 2004年3月、
rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j013.pdf